

海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項に規定する民間事業者の選定を行ったので、同法第11条第1項の規定により、客観的な評価の結果について、別紙のとおり公表します。

令和3年3月31日

防衛大臣 岸 信夫